

市第10号議案

泉区における町区域の設定及び変更並びにこれらに係る
字区域の変更及び廃止

次のように泉区において町区域を設定し、及び変更し、並びにこれらに係る字区域を変更し、及び廃止する。

平成29年5月19日提出

横浜市長 林 文子

1 町区域の設定

新 区 域	新区域に編入する現在の区域	
町 名	町 名	区 域 図
泉 区 いずみちゅうおうきた 和泉中央北四丁目	泉区和泉町の一部	別図1のとおり
泉 区 いずみちゅうおうきた 和泉中央北五丁目	泉区和泉町の一部	
泉 区 いずみちゅうおうきた 和泉中央北六丁目	泉区和泉町の一部	

2 町区域の変更

変更後の区域	変更後の区域に編入する現在の区域	
町 名	町 名	区 域 図
泉 区 上 飯 田 町	泉区和泉町の一部	別図1のとおり

3 字区域の変更

変更後の区域	変更後の区域に編入する現在の区域	
字 名	字 名	区 域 図

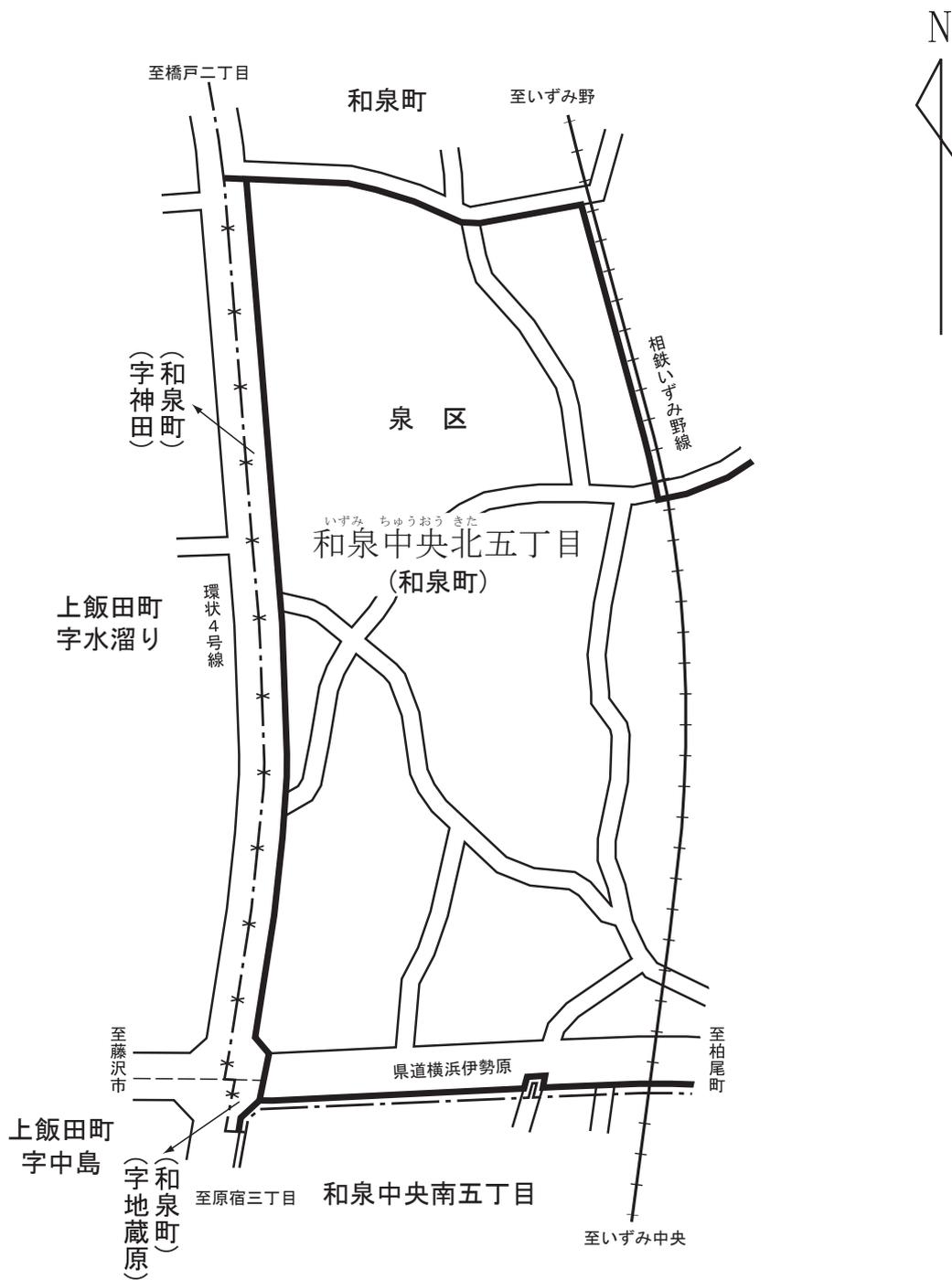
泉 区 上飯田町字中島	泉区和泉町字地蔵原の一部	別図2のとおり
泉 区 上飯田町字水溜り	泉区和泉町字神田の一部	

4 字区域の廃止

上記町区域の設定に伴い、新区域に編入する現在の区域内に存する字区域は、これを廃止する。

泉区における字区域の変更図

別図 2



凡 例	
———	新 町 界
-x-x-x-	旧 町 界
— · — · —	町 界
-----	字 界
和泉中央北五丁目 <small>いずみ ちゅうおう きた</small>	新 町 名
(和泉町)	旧町名又は旧字名

提 案 理 由

住居表示の実施のため、泉区において町区域を設定し、及び変更し、並びにこれらに係る字区域を変更し、及び廃止したいので、地方自治法第260条第1項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）